

特定個人情報保護評価に係るスケジュール

追加資料4

	8月			9月			10月			11月			12月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
審議会	①審議会にて特定個人情報保護評価に係る部会の設置(8/1)				⑦第1回の保護評価部会の開催				⑪保護評価部会にて全項目評価書の点検を実施(第三者点検)						
行政課							⑨管理計画表作成				⑬特定個人情報保護委員会に管理計画表及び評価書を提出	⑭全項目評価書の確定及び公表			
担当課	②担当課説明の実施(8/4)		③しきい値判断を実施・行政課に提出	⑤全項目評価書のパブリックコメントを実施(9/5～10/4)				⑩全項目評価書の修正(パブリックコメントの結果を反映)		⑫全項目評価書の修正(第三者点検の結果を反映)		⑮システム改修に係る仕様書の作成	⑯システム改修を業者に発注	⑰システム改修着手	
			④全項目評価書を行政課に提出					⑧基礎項目評価書・重点項目評価書の提出							
その他				⑥市議会第3回定例会(9/5～9/29)											

- ① 審議会に特定個人情報保護審査等の所掌事務を追加する条例案を報告・説明するとともに、専門部会の設置を事務局より提案
- ② 特定個人情報を取り扱う予定の部署を集め、特定個人情報保護評価に関する説明会を実施
- ③ 担当課で「しきい値判断」を実施し、行政課に提出
- ④ ③の結果、「全項目評価」に該当する事務を所管する部署は、行政課に当該事務に係る全項目評価書を提出
- ⑤ 全項目評価書を市民に公示し、意見を聴取するため、「パブリックコメント」を実施（行政課，行政資料室，各近隣センター，市公式ホームページにて実施）
- ⑥ ①にて報告した審議会条例を改正する条例案を市議会に上程。→議決日は9/29の予定
- ⑦ 第1回の特定個人情報保護評価部会(仮称)を開催。評価方法やパブリックコメントを実施した評価書等について事務局から説明
- ⑧ ③の結果，基礎項目評価，重点項目評価に該当する部署は行政課に当該評価書を提出
- ⑨ 担当課提出のしきい値判断及び評価書を元に管理計画書を作成
- ⑩ ⑤のパブリックコメントの後，市民から提出された意見を元に全項目評価書を修正。
- ⑪ ⑩にて修正した全項目評価書を特定個人情報保護評価部会(仮称)にて点検を実施(第三者点検)
- ⑫ ⑪の点検で付された意見を元に全項目評価書を再度修正
- ⑬ 国（特定個人情報保護委員会）に管理計画書，評価書（全項目，重点，基礎の全て）を提出
- ⑭ ⑬での国への提出をもって評価書の確定とし，当該評価書の公表を行う（行政資料室に配架及び市公式ホームページにて公表の予定）
- ⑮～⑰ 確定した評価書を元にシステムの仕様書を確定，業者への発注，システムの改修に着手する